

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構

第三者評価機関認証委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「福岡県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」に基づき、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証委員会の任務)

第2条 認証委員会は、福岡県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を県社協会長に意見具申する。

- 一 第三者評価機関の認証及び取消しに関すること
- 二 第三者評価結果の取り扱いに関すること
- 三 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- 四 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- 五 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- 六 その他第三者評価事業の推進に関すること

(認証委員会の構成)

第3条 認証委員会は、別紙認証委員会委員選出区分に掲げる者で構成し、県社協会長がこれを委嘱する。

- 2 委員は、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 第三者評価基準等（児童分野）委員会、同第三者評価基準等（障がい者分野）委員会、同第三者評価基準等（高齢者等分野）委員会の各委員を兼任することができる。

(委 員 長)

第4条 認証委員会には、正副委員長を各1名置く。正副委員長の選任は、委員の互選とする。

- 2 委員長は認証委員会を代表し、認証委員会を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第6条 認証委員会は、県社協会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 認証委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 認証委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 認証委員会の庶務は、福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 評価推進課が行う。

(守秘義務)

第8条 認証委員会の職務にあたった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(定めなき事項の処理)

第9条 この規程に定めるもののほか、認証委員会の運営に関して必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日に改正し、同日から施行する。

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構
 第三者評価機関認証委員会 委員選出区分

選出区分	役職等	人数	備考
学識経験者	大 学 教 授 等	1名	
事業者	児 童 関 係 障 が い 者 関 係 高 齢 者 関 係	各1名	
利用者	障 が い 者 関 係 高 齢 者 関 係	各1名	
専門家	弁 護 士 医 師 社 会 福 祉 士	各1名	
行政	県 福 祉 総 務 課	1名	